

〇〇〇保育園 令和00年度 安全計画

1 安全点検

(1) 施設・設備・園外環境の安全点検<重点点検事項>

年度初め (※年3回を目途に定期的に実施)
*安全点検年間計画を作成
・園内外の環境
・緊急避難先
・園外保育経路及び目的地の実施踏査(散歩、遠足等)

※年3回→学校安全計画は毎学期1回以上(年に3回目途)とされている。

～安全計画作成にあたって～

- ・全体的な計画の「環境及び衛生管理並びに安全管理」と関連付ける。
- ・保育指導計画(年間指導計画、月間指導計画、週日指導計画)にも反映させる。※『健康』欄に記載

<入力の際の注意点>

- ・項目1(1)(2)、3(1)(2)、4については、公立保育所共通の内容を記載している。その他、園独自で実施していること等がある場合は、必要に応じて追記する。
- ・項目2、5については、留意点を踏まえて、各園で記入する。

(2) マニュアルや手引きの策定・共有<◎公立保育所共通 ㊦園独自>

分野		策定期期	見直し(再点検)時期	管理場所(データ)
<input type="checkbox"/> 午睡	◎川崎市公立保育所	2019年3月	2023年4月～9月	¥99(こ)公立保育園共有¥公立保育所各種マニュアル
<input type="checkbox"/> 食事	◎川崎市公立保育所給食の手引き	P 9	2015年4月	¥99(こ)公立保育園共有¥公立保育所各種マニュアル
	◎川崎市公立保育所アレルギー対応マニュアル	P 1～35	2020年3月	
	◎川崎市公立保育所健康管理マニュアル	P 30・P 79	2019年3月	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	◎川崎市公立保育所健康管理マニュアル	P 33～35	2019年3月	¥99(こ)公立保育園共有¥公立保育所各種マニュアル
<input type="checkbox"/> 園外活動	◎川崎市公立保育所園外保育マニュアル	P 1～10	2022年8月	¥99(こ)公立保育園共有¥公立保育所各種マニュアル
■ 災害	子育てマニュアル	3 地震発生時の対応 4 地震発生後の対応	2022年9月	¥99(こ)公立保育園共有¥公立保育所各種マニュアル
	バック「(資料)保育園緊急マニュアル」	P 4～6	2022年8月	
■ 不審者の侵入	◎川崎市公立保育所運営ハンドブック 「(資料)保育園緊急マニュアル」	P 7	2023年4月	¥99(こ)公立保育園共有¥公立保育所各種マニュアル

各分野、園独自でマニュアルを作成している場合は行を挿入して追記する。

<分野>
 はリスクの高い場面
 は緊急的な対応が必要な場面

2 児童・保護者に対する安全指導

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
0～2歳児	<p>～以下の留意点を踏まえて記入～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の発達や能力に応じた方法で児童自身が保育所の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるように努めること。 ・地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること。 			
3～5歳児				

(2) 保護者への説明・共有

--	--	--	--	--

～以下の留意点を踏まえて記入～

- ・保護者自身が安全に係るルール、マナーを遵守することや、児童が家庭で安全について学ぶ機会を確保するよう依頼すること。
- ・保護者に対し、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容を説明、共有すること。（保育内容説明会、クラス懇談会、保護者会、園だより等）

3 訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

※防災訓練計画参照（避難訓練、119番通報訓練、災害伝言ダイヤル、救急対応、不審者対応等）

(2) 職員への研修・講習<○外部実施 ●園内実施>

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
<p>記載研修以外に園で実施している場合は追記する。</p> <p>（心肺蘇生法、AEDの使用等）</p>	<p>研修</p> <p>「安全管理・防災研修」</p>	<p>○各区開催の研修</p> <p>「危機管理研修」</p>	<p>●救命救急講習</p> <p>（エピペン の使用等）</p>

4 再発防止策の徹底

日常的な注意事項 ～川崎市公立保育所健康管理マニュアルより～

- | | |
|--|---------------------------------------|
| (1) 園内事故に対しては、職員全体で責任を負う事が必要であり、全員で確認する。 | (2) 保育室・廊下・テラス・園庭など、園内外を点検し、危険物を取り除く。 |
| (3) 死角を作らない。必要のない物を置かず、見通し良く整理をする。 | (4) 特に、乳児クラスでは段差をなくす工夫をする。 |
| (5) 事故の起きた場所や、保育内容についての改善点を考え、事故を防止する。 | (6) 改善点・工夫できる点をあげ、可能な所から改良を図る。 |

5 その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

・年1回地域の防災訓練に参加 ・コードモンを活用した登降園時等の安全管理 等